

<月次報告様式（新様式 令和5年4月～）>

令和5年度 公文書開示（7月決定分）

| 月整理番号 | 請求年月日 | 決定年月日 | 公文書の件名 | 総枚数 | 決定区分 | | | | (根拠規定)条例7条 | | | | | | | | | 不開示理由等 | 所管局部課等 | |
|-------|---------|--------|---|-----|------|------|-----|-----|------------|----|----|----|----|----|----|----|----|--------|--|-------------------|
| | | | | | 開示 | 一部開示 | 不開示 | 不存在 | 存否応答拒否 | 1号 | 2号 | 3号 | 4号 | 5号 | 6号 | 7号 | 8号 | | | 9号 |
| 1 | R5.6.20 | R5.7.4 | 平成29年度私立特別支援学校等経常費補助金に係る実績報告書 平成30年度私立特別支援学校等経常費補助金に係る実績報告書 令和元年度私立特別支援学校等経常費補助金に係る実績報告書 令和2年度私立特別支援学校等経常費補助金に係る実績報告書 令和3年度私立特別支援学校等経常費補助金に係る実績報告書 (※上記全て「〇〇幼稚園」「〇〇幼稚園」「〇〇幼稚園」「〇〇幼稚園」「〇〇幼稚園」「〇〇幼稚園」「〇〇幼稚園」分) | 85 | | 1 | | | | | | | | | | | | | (7条2号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することができ、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるため (7条4号) 開示することにより偽造等の犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため | 生活文化スポーツ局私学部私学振興課 |
| 2 | R5.6.21 | R5.7.5 | 東京都内の学校別私立中学校3年生の高等学校への進学状況(内部進学、外部進学の内訳)3年分 | | | | | | | | | | | | | | | | 東京都内の学校別私立中学校3年生の高等学校への進学状況(内部進学、外部進学の内訳)3年分については、実施機関において作成及び取得しておらず存在しないため | 生活文化スポーツ局私学部私学行政課 |
| 3 | R5.6.21 | R5.7.5 | 東京都内の学校別私立中学校の学年別在籍人数3年分 | | | | | | | | | | | | | | | | (7条3号) 「東京都内の学校別私立中学校の学年別在籍人数3年分」については、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため | 生活文化スポーツ局私学部私学行政課 |

| 月整理番号 | 請求年月日 | 決定年月日 | 公文書の件名 | 総枚数 | 決定区分 | | | | (根拠規定) 条例7条 | | | | | | | | | 不開示理由等 | 所管局部課等 |
|-------|---------|---------|---|-----|------|------|-----|-----|-------------|----|----|----|----|----|----|----|----|---|-----------------------|
| | | | | | 開示 | 一部開示 | 不開示 | 不存在 | 存否応答拒否 | 1号 | 2号 | 3号 | 4号 | 5号 | 6号 | 7号 | 8号 | | |
| 8 | R5.7.5 | R5.7.19 | 2023年6月3日付開示請求による開示請求のあった日から2023年7月3日付開示請求による開示請求のあった日以前までの期間に、東京都配偶者暴力被害者等セーフティネット強化支援交付金に関して作成された又は取得された公文書 | | | | 1 | | | | | | | | | | | 当該公文書は実施機関では作成及び取得しておらず、存在しない。 | 生活文化スポーツ局都民生活部男女平等参画課 |
| 9 | R5.7.12 | R5.7.20 | 宗教法人「〇〇」(東京都〇〇区〇〇〇-〇-〇)の現行の規則 | 7 | | 1 | | | | | 1 | | 1 | | | | | (7条2号) 責任役員の氏名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため (7条4号) 印影を開示することとなると、偽造等による犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため | 生活文化スポーツ局都民生活部管理法人課 |
| 10 | R5.7.13 | R5.7.27 | 土地境界図(〇〇区〇〇〇丁目〇〇番〇〇ほか) | 2 | | 1 | | | | | 1 | 1 | 1 | | | | | (7条2号) 公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められるため (7条3号) 公にすることにより、法人の事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため (7条4号) 公にすることにより、法人印の偽造、その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため | 生活文化スポーツ局文化振興部文化事業課 |